

# 令和7年度第1回静岡市市民自治推進審議会 次第

日時 令和7年11月20日(木)  
午後3時30分から  
場所 静岡市消防局  
葵消防署7階 講堂

## 1 開 会

## 2 議 題

### (1) 令和6年度市民参画手続の実施状況等について

- ・ 令和6年度市民参画手続の実施状況 [資料1、別紙1～2](#)
- ・ 「市民の声を聴くシステム分科会」の研究内容について [資料2](#)
- ・ パブリックコメントの一元化について [資料3-1.3-2, 参考](#)

### (2) 第4次静岡市総合計画見直しに係る7月に行ったパブリックコメントの状況について [資料4](#)

## 3 閉 会

## 静岡市市民自治推進審議会 委員名簿【第10期】

任期：2 年間（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

	氏名	所属等
1	おおいし ともえ 大石 智恵	公募委員
2	くぼた かおり 久保田 香里	静岡理工科大学 法人本部 地域協働センター センター長 兼 広報部 部長
3	こいずみ ゆういちろう 小泉 祐一郎	静岡産業大学 経営学部 教授
4	さかぐち せりな 阪口 瀬理奈	公益財団法人 静岡県産業振興財団 ふじのくにICT人材育成プロデューサー
5	すとう さとる 須藤 智	静岡大学学術院 グローバル共創科学領域 教授 ※欠席
6	ちの かずこ 千野 和子	ふじのくにNPO活動支援センター センター長
7	つちや かずお 土屋 和男	常葉大学 造形学部 造形学科 教授（造形学部長）
8	なかざわ しゅういち 中澤 秀一	静岡県立大学短期大学部 社会福祉学科 准教授
9	やまざき としまさ 山崎 俊昌	山崎運輸株式会社 代表取締役社長 ※欠席
10	よしだ りほ 吉田 吏歩	公募委員

五十音順、敬称略

# 令和7年度 第1回静岡市市民自治推進審議会 座席表

小泉会長



報道

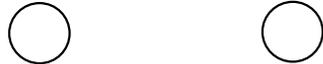
大石委員 ○  
久保田委員 ○  
阪口委員 ○  
千野委員 ○

○ 土屋委員  
○ 中澤委員  
○ 吉田委員

入口

傍聴

事務局



市民自治推進課



企画課



コンプライアンス推進課



企画課



○静岡市市民自治推進審議会規則

平成17年3月15日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号）第27条第1項に規定する静岡市市民自治推進審議会（以下「推進審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

3 市長は、前項第2号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。

3 会長は、推進審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進審議会の会議は、会長が招集する。

2 推進審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 推進審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進審議会の庶務は、総合政策局企画課において処理する。

(平18規則141・平19規則77・平20規則8・平22規則19・平24規則12・平27規則28・  
令6規則9・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進審議会議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成18年3月27日規則第141号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月25日規則第77号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月17日規則第19号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月15日規則第12号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日規則第28号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月15日規則第9号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 1 条例上の位置づけ

### 静岡市自治基本条例(平成17年制定)

(市政への参画権)

第10条 市民は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、別に条例で定めるところにより、これらに参画する権利を有する。

2 市政に参画する市民は、総合的な視点に立って、発言し、行動しなければならない

- ・
- ・
- ・
- ・

(市民意見の聴取)

第21条 市の執行機関は、まちづくりに関する重要な政策又は施策の決定、市の条例、規則等の制定改廃及び計画の策定又は変更にあたっては、別に条例で定めるところにより、市民から意見を聴かなければならない。



### 静岡市市民参画の推進に関する条例(平成19年制定)

(市民参画手続)

第7条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民と協働して市政運営を行うことを目的として、市民参画の推進を図る視点に立ち、施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響その他施策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合には、次項、次条及び第9条の規定により市民の意見等を施策へ反映するための一連の手続(以下「市民参画手続」という。)を実施するものとする。

- ・
- ・
- ・

「市政への参画権」を制度的に保障するための市民参画に関する市民と市の統一的な共通ルール

(自治基本条例第21条の規定に基づく市民意見の聴取)

第10条 自治基本条例第21条に規定する市民意見の聴取(以下「市民意見聴取」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときに、市民参画手続により行わなければならない。

- (1) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。
- (2) 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。
- (3) 大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると実施機関が認めるとき。

市民参画手続を実施しなければならない最低限の基準

# 「市民参画手続」の概要について②

(市民局 市民自治推進課)

## 2 市民参画手続の対象となる施策 (条例第7条及び10条)



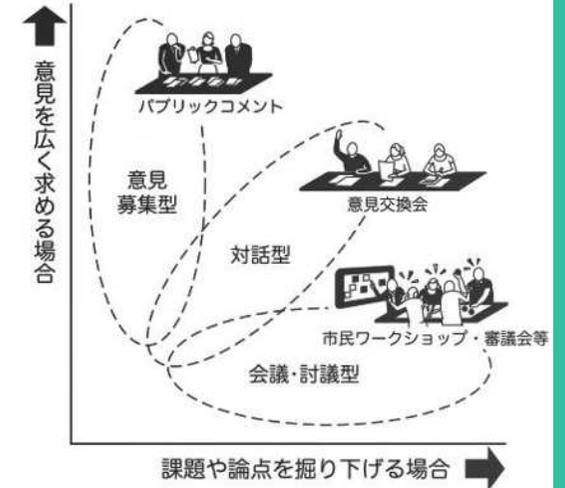
- (1) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。
- (2) 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。
- (3) 大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると実施機関が認めるとき。

施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響その他施策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合

## 3 市民参画手続の方法 (条例第7条2項 ※詳細は手続の方法は別途規則で定めている)

- 市民意見提出手続 (パブリックコメント)
- 意見交換会
- 市民ワークショップ
- 審議会等

- 意見募集型**  
市が政策の案など公表し、広く市民に意見を求める方法
- 対話型**  
市民と市の意見交換会を通じて、市民の意見を聞く方法
- 会議・討議型**  
継続的な討議や共同作業を通じて市民の意見を求める方法



# 令和6年度 市民参画手続の実施状況(概要)

(市民局 市民自治推進課)

## 施策の区分ごとの市民参画手続の実施状況 (別紙1 表1関係)

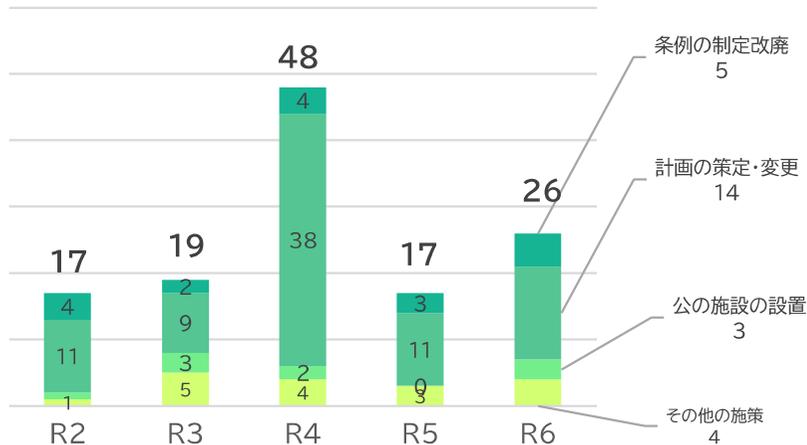
施策の区分	件数	内容
条例の制定改廃	5	・(仮称)静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定(パ1) ・静岡市公衆浴場法施行条例の改正(パ1) 他
計画の策定・変更	14	・困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定(パ1・審3) ・静岡市みどりの基本計画の策定(パ1) 他
公の施設の設置	3	・静岡市アリーナ基本計画の策定(パ1) ・動物愛護センター再整備計画案の策定(パ1)
その他の施策	46	・区の魅力ある地域づくりについて(駿河区魅力づくり事業)(ワ4) ・第4次静岡市ものづくり産業振興基本計画の進捗管理(審2) 他
合計	68	

パブリックコメントの結果の公表はこちら

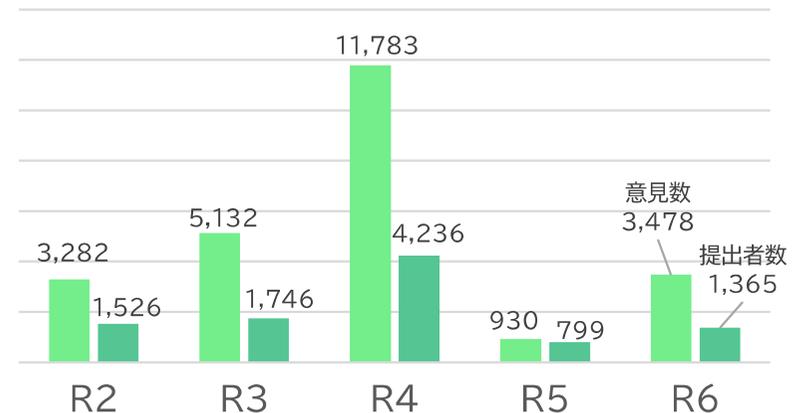


【凡例(数字は実施回数)】  
 パ:パブリックコメント  
 意:意見交換会  
 ワ:ワークショップ  
 審:審議会等

## 市民参画手続のうち パブリックコメント実施件数の推移 (別紙1 表3関係)



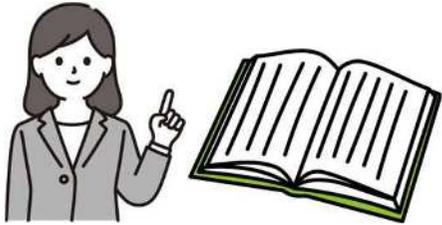
## 市民参画手続のうち パブリックコメント意見数/提出者数の推移 (別紙1 表4関係)



# 市民参画手続における取組事例

(市民局 市民自治推進課)

## 職員マニュアルの改訂 (新規取組)



### 課題

- 市民が意見を提出しても、その意見がどのように扱われたのかが見えにくい。
- 市民が施策の内容や案がどのような目的や背景のもとに検討され、どのような考え方で形づくられているのかを把握することが難しい。

### 対応

- パブリックコメントで寄せられた意見に対する回答について、市民の理解や共感を得られるような内容となるよう、回答作成にあたっての考え方や市民目線の回答例を示した。
- 対象となる施策に関して、施策の概要や背景等が分かりやすく情報提供できるよう、市ホームページ内の構成例を示した。

## 職員研修の実施 (新規取組)



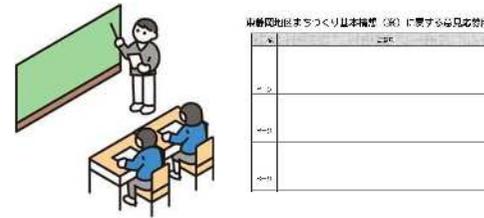
### 課題

- 市民参画手続は、条例に基づき全庁で実施されているものの、各課の担当職員が制度の目的や意義をどの程度理解しているかによって、手続の進め方や対応にばらつきがある。

### 対応

- eラーニングを活用した庁内研修を実施(R8.1月予定)し、市民参画手続の目的や意義、運用方法について職員の理解向上を図る。

## 大学での出前講座 (継続取組)



### 取組

- 市民参画手続等について、大学生向けに説明を行っている。
- 説明にあたり、具体的にパブリックコメント実施中の案件を用い、実際にその場で意見を記入、提出してもらい、正式な手続として意見を受け付けている。

### 結果

- 令和7年度は、「東静岡地区まちづくり基本構想(案)」を題材とし、出前講座を通じて324件(247人)の意見を集めることができた。(全体意見数439件)
- 出前講座には、施策所管課も同行し、施策の背景や検討の経緯、担当職員としての想いを直接伝えることで、施策をより身近に感じてもらい、意見提出のハードルを下げる工夫をした。

## LINE公式アカウントの活用 (継続取組)



### 取組

- 静岡市LINE公式アカウントのメニュー欄にアイコンを追加し、現在実施中のパブリックコメントが一覧でLINE上で表示され、入力フォームへ直接アクセスできるようにしている。

### 結果

- アイコンが約10,400回タップされた。(月平均:約860回)

## 令和6年度 市民参画手続の実施状況（概要）

別紙1

**表1 令和6年度の実施状況**

施策の区分	施策件数	市民参画手続の区分				市民参画手続件数
		パブリックコメント	意見交換会	ワークショップ	審議会等	
条例の制定改廃	5	5	0	0	0	5
計画の策定・変更	14	14	0	0	7	21
公の施設の設置	3	3	0	0	3	6
その他の施策	46	4	1	1	65	71
合計	68	26	1	1	75	103

**表2 市民参画手続の区分ごとの実施件数の推移**

市民参画手続の区分	年 度					
	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
パブリックコメント	9	17	19	48	17	26
意見交換会	1	1	1	1	0	1
ワークショップ	18	3	9	13	0	1
審議会等	123	111	112	174	126	75
合計	151	132	141	236	143	103

**表3 パブリックコメント実施件数の推移**

施策の区分	年 度					
	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
条例の制定改廃	2	4	2	4	3	5
計画の策定・変更	6	11	9	38	11	14
公の施設の設置	0	1	3	2	0	3
その他の施策	1	1	5	4	3	4
合計	9	17	19	48	17	26

表4 パブリックコメントの意見及び提出者の数の推移

施策の区分	年 度					
	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
条例の制定改廃	21 (2)	29 (22)	240 (95)	156 (48)	19 (17)	23 (20)
計画の策定・変更	1,708 (695)	3,245 (1,498)	2,423 (834)	6,580 (2,653)	892 (763)	2,779 (1,036)
公の施設の設置	0 (0)	7 (5)	2,320 (680)	1,690 (532)	0 (0)	512 (204)
その他の施策	1,607 (480)	1 (1)	149 (137)	3,357 (1,003)	19 (19)	164 (105)
合 計	3,336 (1,177)	3,282 (1,526)	5,132 (1,746)	11,783 (4,236)	930 (799)	3,478 (1,365)

※ 各欄の上段が意見の数、下段の（ ）内が提出者の数。

令和6年度 市民参画手続の実施状況（一覧）

別紙2

No	施策の名称	施策の概要	施策の区分	該当条項	種類	審議会の名称	期間	意見提出人数	意見提出件数	参加人数 傍聴者数	局部課名	
1	静岡市国土強靱化計画の改定	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条の規定に基づき、国の基本計画との調和を保ち、静岡県の策定した地域計画とも調和を図りながら、本市総合計画に位置付ける各分野・各計画を横断し、連携を図り、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として位置づける。	計画の策定・変更	第10条第1項第2号	パブリックコメント	—	令和6年5月13日から 令和6年6月14日まで	2	29	—	危機管理局 危機管理課	
2	静岡市教育大綱の策定	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、義務教育の範囲に限らず、乳幼児期からの支援やリカレント教育の推進といった、「全世代・全市民」を対象にした人づくりの「総合的な施策の大綱」である「静岡市教育大綱」を策定。	計画の策定・変更	第10条第1項第2号	パブリックコメント	—	令和6年6月26日から 令和6年7月29日まで	42	75	—	総合政策局 企画課	
3	静岡市社会共有資産利活用基本方針の策定	従来の床面積の削減を目的とした「静岡市アセットマネジメント基本方針」を全面的に改訂し、将来の人口推計を見据えて、新たに「静岡市社会共有資産利活用基本方針」を策定し、資産マネジメントを推進していく。	計画の策定・変更	第10条第1項第2号	パブリックコメント	—	令和6年5月2日から 令和6年6月3日まで	9	83	—	総合政策局 社会共有資産利活用課	
4	困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を踏まえ、ジェンダー平等と人権尊重の理念のもと、女性が抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を総合的かつ計画的に推進し、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図ることを目的として、本計画を策定した。	計画の策定・変更	第10条第1項第2号	パブリックコメント	—	令和7年2月7日から 令和7年3月10日まで	9	70	—	市民局 男女共同参画・人権政策課	
					審議会等	静岡市男女共同参画審議会	令和6年9月18日	—	—	0		
					審議会等	静岡市男女共同参画審議会	令和6年11月20日	—	—	2		
					審議会等	静岡市男女共同参画審議会	令和7年3月25日	—	—	2		
5	第3次静岡市生涯学習推進大綱の進捗管理	「だれもが、いつでも、どこでも学び、学んだ成果を活かすことのできるまち」の実現のため、R5～12年度の8年間の達成目標や推進計画を定めたもの	その他	第7条	審議会等	静岡市生涯学習推進審議会	第2回 令和6年11月12日 ※第2回以外の審議会では推進計画については意見聴取していない	—	—	—	2	市民局 生涯学習推進課
6	区の魅力ある地域づくりについて（駿河区魅力づくり事業）	区の区域に居住し、通学し、又は通勤する市民の参画により区の魅力ある地域づくりを推進する。	その他	第7条	市民ワークショップ	—	第1回 令和6年10月24日 第2回 令和6年11月7日 第3回 令和6年11月21日 第4回 令和6年11月28日	—	—	20	駿河区役所 地域総務課	

7	駿河区地域包括支援センターの運営管理	地域包括支援センターの設置、運営及び評価、地域包括ケアシステム並びに日常生活圏域の設定に関する事項について調査審議する	その他	第7条	審議会等	静岡市駿河区地域包括支援センター運営部会	令和6年6月18日	—	—	1	駿河区役所 駿河福祉事務所 高齢介護課
					審議会等	静岡市駿河区地域包括支援センター運営部会	令和6年11月12日	—	—	3	駿河区役所 駿河福祉事務所 高齢介護課
					審議会等	静岡市駿河区地域包括支援センター運営部会	令和7年2月18日	—	—	2	駿河区役所 駿河福祉事務所 高齢介護課
8	清水区地域包括支援センターの運営管理	地域包括支援センターの設置、運営及び評価、地域包括ケアシステム並びに日常生活圏域の設定に関する事項について調査審議する	その他	第7条	審議会等	静岡市清水区地域包括支援センター運営部会	令和6年7月11日	—	—	0	清水区役所 清水福祉事務所 高齢介護課
							令和6年10月10日	—	—	0	
							令和7年2月20日	—	—	0	
9	葵区地域包括支援センターの運営管理	地域包括支援センターの設置、運営及び評価、地域包括ケアシステム並びに日常生活圏域の設定に関する事項について調査審議する	その他	第7条	審議会等	静岡市葵区地域包括支援センター運営部会	令和6年6月12日	—	—	1	葵区役所 葵福祉事務所 高齢介護課
	葵区地域包括支援センターの運営管理	地域包括支援センターの設置、運営及び評価、地域包括ケアシステム並びに日常生活圏域の設定に関する事項について調査審議する			審議会等	静岡市葵区地域包括支援センター運営部会	令和6年10月16日	—	—	1	葵区役所 葵福祉事務所 高齢介護課
	葵区地域包括支援センターの運営管理	地域包括支援センターの設置、運営及び評価、地域包括ケアシステム並びに日常生活圏域の設定に関する事項について調査審議する			審議会等	静岡市葵区地域包括支援センター運営部会	令和7年2月19日	—	—	2	葵区役所 葵福祉事務所 高齢介護課
10	静岡市観光基本計画の策定	観光政策を推進するために本市が取り組むべき具体的な事項を策定する。	計画の策定・変更	第10条第1項第2号	パブリックコメント	—	令和6年8月21日から令和6年9月20日まで	27	73	—	観光交流文化局 観光政策課
11	静岡市文化財保存活用地域計画の策定	「本市の歴史文化の特徴」を明確にし、指定、未指定に関わらず、それぞれの地域で大切にされている身近な文化財を「市民の財産」として未来に継承することを目的に計画を作成する。	計画の策定・変更	第10条第1項第2号	パブリックコメント	—	令和6年6月19日から令和6年7月19日まで	5	37	—	観光交流文化局 文化財課
12	名勝三保松原保存活用計画の策定	文化庁の指針に基づき、文化財の保存活用計画を策定する。	計画の策定・変更	第10条第1項第2号	パブリックコメント	—	令和7年1月7日から令和7年2月7日まで	19	47	—	観光交流文化局 文化財課

13	芹沢銈介美術館の運営管理	「博物館法」「静岡市博物館条例」に基づき、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べるため、「静岡市立芹沢銈介美術館協議会」を置く。	その他	第7条	審議会等	静岡市立芹沢銈介美術館協議会	令和6年9月7日	—	—	0	観光交流文化局 文化振興課
					審議会等	静岡市立芹沢銈介美術館協議会	令和7年3月8日	—	—	0	観光交流文化局 文化振興課
14	史跡片山廃寺跡整備事業計画の進捗管理	史跡片山廃寺の保存・整備にあたり、有識者等から意見を聴取し、史跡の保存・整備・活用を推進していくため。	その他	第7条	審議会等	静岡市史跡片山廃寺跡整備委員会	令和6年11月25日	—	—	0	観光交流文化局 文化財課
15	史跡小島陣屋跡の整備事業の策定	史跡小島陣屋跡の保存・整備にあたり、有識者等から意見を聴取し、史跡の保存・整備・活用を推進していくため。	その他	第7条	審議会等	静岡市史跡小島陣屋跡整備委員会	令和6年10月9日 令和7年3月6日	—	—	0	観光交流文化局 文化財課
16	静岡市文化振興計画の進捗管理	文化の振興に関する市の施策の総合的な推進を図るため、静岡市文化振興審議会を置く。	その他	第7条	審議会等	静岡市文化振興審議会	令和6年6月18日(火) 令和6年9月13日(金) 令和7年1月22日(水)	0	0	0	観光交流文化局 文化振興課
17	芹沢銈介美術館の運営管理	「博物館法」「静岡市博物館条例」に基づき、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べるため、「静岡市立芹沢銈介美術館協議会」を置く。	その他	第7条	審議会等	静岡市立芹沢銈介美術館協議会	令和6年9月7日(土) 令和7年3月8日(土)	0	0	0	観光交流文化局 文化振興課
18	静岡市アリーナ基本計画の策定	本市が目指すアリーナ像を詳細に定めるため、基本計画を策定する。	公の施設の設置	第10条第1項第3号	パブリックコメント	—	令和6年10月25日から 令和6年11月29日まで	110	252	—	観光交流文化局 スポーツ振興課
19	新たなローラースポーツ施設の整備について	主に東静岡アート&スポーツヒロバ利用者に対し、新たなローラースポーツ施設の整備に関して説明会(意見交換会)を開催した。	その他	第7条	意見交換会	—	第1回 令和6年12月23日 第2回 令和7年1月28日	—	—	124	観光交流文化局 スポーツ振興課
20	静岡市立日本平動物園の運営管理	動物園、遊戯施設、駐車場及びその他の施設を適正かつ円滑に運営するため、調査審議を行う。	その他	第7条	審議会等	令和6年度 第1回 静岡市立日本平動物園運営委員会	令和6年10月22日	—	—	2	観光交流文化局 日本平動物園
					審議会等	令和6年度 第2回 静岡市立日本平動物園運営委員会	令和7年3月24日	—	—	2	観光交流文化局 日本平動物園
21	第2次南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画(静岡市域版)(案)の策定	南アルプスユネスコエコパークの推進に当たっては、管理運営計画に基づき、南アルプスの自然環境の保全と利活用の好循環を生み出す仕組みづくりを進めている。	計画の策定・変更	第10条第1項第2号	パブリックコメント	—	令和7年2月6日から 令和7年3月7日まで	9	64	—	環境局 環境共生課
22	その他プラスチック製容器包装の分別事業制度の導入	プラスチックごみの分別回収の制度の実施について、令和10年度開始を目標に進める。	その他	第7条	審議会等	静岡市清掃対策審議会	令和6年10月24日	—	—	0	環境局 ごみ減量推進課

23	地域包括支援センターの運営管理	地域包括支援センターの設置、運営及び評価、地域包括ケアシステムならびに日常生活圏域の設定に関する事項について調査審議する	その他	第7条	審議会等	静岡市地域包括支援センター運営協議会	令和6年5月29日	—	—	0	保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
					審議会等	静岡市地域包括支援センター運営協議会	令和6年10月21日	—	—	0	保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
					審議会等	静岡市地域包括支援センター運営協議会	令和7年3月11日	—	—	1	保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
24	在宅医療・介護連携推進事業計画案の策定	令和6年度静岡市在宅医療・介護連携推進事業計画(案)に係る審議	その他	第7条	審議会等	静岡市在宅医療・介護連携推進協議会	令和6年5月22日	—	—	0	保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
25	今後のかかりつけ医の総合的評価による介護予防事業について	かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業の実績及び今後の進め方に係る審議	その他	第7条	審議会等	静岡市在宅医療・介護連携協議会 企画部会・情報共有部会	令和6年6月27日	—	—	0	保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
26	ACPの普及啓発について	エンディングノートの普及啓発に係る審議	その他	第7条	審議会等	静岡市在宅医療・介護連携協議会 啓発研修部会・地域支援部会	令和6年7月4日	—	—	0	保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
27	ACPの普及啓発について	ACP及び終活に係る審議	その他	第7条	審議会等	静岡市在宅医療・介護連携協議会 啓発研修部会・地域支援部会	令和6年12月12日	—	—	0	保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
28	・今後のかかりつけ医の総合的評価による介護予防事業について ・在宅医療の提供と連携に関する実態調査について	・今後のかかりつけ医の総合的評価による介護予防事業の取扱いに係る審議 ・在宅医療の提供と連携に関する実態調査の実施方法等に係る審議	その他	第7条	審議会等	静岡市在宅医療・介護連携協議会 企画部会・情報共有部会	令和7年1月30日	—	—	0	保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
29	在宅医療・介護連携推進事業実績について	令和6年度在宅医療・介護連携推進事業実績等に係る審議	その他	第7条	審議会等	静岡市在宅医療・介護連携協議会	令和7年3月19日	—	—	0	保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
30	認知症初期集中支援事業の調査審議	認知症が疑われる者、認知症である者及びその家族に対し早期に関する認知症初期集中支援チームの効果的な配置等について調査審議すること。また、認知症施策に関係する機関及び団体との連絡調整を図ること。	その他	第7条	審議会等	静岡市認知症初期集中支援チーム検討委員会	令和6年11月26日	—	—	0	保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
					審議会等	静岡市認知症初期集中支援チーム検討委員会	令和7年3月21日	—	—	0	保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
31	静岡市認知症施策推進の調査審議	認知症施策の推進に関する事項についての調査審議認知症施策の推進に係る関係機関及び関係団体との連絡調整を図ること。	その他	第7条	審議会等	静岡市認知症対策推進協議会	令和6年6月20日	—	—	0	保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
					審議会等	静岡市認知症対策推進協議会	令和7年3月17日	—	—	0	保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

32	静岡市再犯防止推進計画の進捗管理	静岡市再犯防止推進計画（令和5～10年度）の進捗管理及び次期計画見直しに係る審議	その他	第7条	審議会等	静岡市再犯防止推進協議会	令和6年6月5日	—	—	1	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課
					審議会等	静岡市再犯防止推進協議会	令和7年2月19日から令和7年3月5日まで（書面開催）	—	—	0	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課
33	第4次静岡市地域福祉計画の進捗管理	第4次静岡市地域福祉計画（前期実施計画（令和5～8年度））の進捗管理	その他	第7条	審議会等	静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会	令和6年6月3日	—	—	0	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課
					審議会等	静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会	令和7年2月17日から令和7年2月28日まで（書面開催）	—	—	0	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課
34	（仮称）静岡市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	市内に基準の対象となる施設はないが、今後施設を設置しようとする場合における設置基準を定めおく必要があるため制定する。	条例の制定改廃	第10条第1項第1号	パブリックコメント	—	令和6年7月19日から令和6年8月19日まで	1	1	—	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課
35	歯と口腔の健康づくり推進計画の進捗管理	歯科口腔保健の推進に関する法律及び静岡市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例に基づき、静岡市の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進する	その他	第7条	審議会等	静岡市歯と口腔の健康づくり推進会議	令和6年7月23日	—	—	1	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課
					審議会等	静岡市歯と口腔の健康づくり推進会議	令和7年2月4日	—	—	0	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課
36	静岡市食育推進計画の進捗管理	食育の推進に関する計画（食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画）	その他	第7条	審議会等	静岡市食育推進会議	令和6年7月31日	—	—	0	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課
					審議会等	静岡市食育推進会議	令和7年1月29日	—	—	0	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課
37	健康爛漫計画の進捗管理	健康づくりの推進に関する計画（健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画）の進捗管理	その他	第7条	審議会等	静岡市健康福祉審議会健康づくり専門分科会	令和6年8月1日	—	—	0	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課
					審議会等		令和7年1月30日	—	—	0	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課

38	第4次特定健康診査等実施計画の進捗管理	4月1日国保加入者のうち40歳から74歳の方を対象にした健康診査の進捗管理	その他	第7条	審議会等	静岡市国民健康保険特定健康診査等実施計画協議会	令和6年11月8日	—	—	0	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課
					審議会等	静岡市国民健康保険特定健康診査等実施計画協議会	令和7年2月19日	—	—	0	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課
39	保健福祉センターの再編及びこども家庭センターの機能強化案の策定	人口減少が進む中、保健福祉センターの業務のあり方、建物維持の必要性など10年後を見据えた見直しが必要。そこで、建物の利活用を含め保健福祉センター及び保健師の集約等を検討していく。	計画の策定・変更	第7条	パブリックコメント	—	令和7年1月22日から令和7年2月21日まで	59	110	—	保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課
40	(仮称)静岡市手話言語条例の制定	この条例は、市民全体に手話は言語であることの認識を広め、手話を必要とするすべての人々がいつでもどこでも自由に手話を使用できる地域社会を作り、すべての市民が安心して暮らすことができる静岡市となることをめざすために制定する。	その他	第7条	パブリックコメント	—	令和6年11月15日から令和6年12月16日まで	99	158	—	保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課
41	高齢者保健福祉計画の進捗管理	高齢者保健福祉計画の進捗管理	その他	第7条	審議会等	静岡市健康福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会	令和6年11月14日	—	—	0	保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課
42	介護保険事業計画の進捗管理	静岡市の介護保険サービス利用率、要介護(支援)認定者数等の見込を掲載した計画の進捗管理	その他	第7条	審議会等	静岡市健康福祉審議会介護保険専門分科会	令和6年11月14日	—	—	0	保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
43	がん対策に関する施策の進捗管理	静岡市がん対策推進条例に基づき、静岡市がん対策推進協議会による継続的な協議を行いながら、がん対策に関する取組を行う。	その他	第7条	審議会等	静岡市がん対策推進協議会	令和6年8月28日	—	—	0	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課
					審議会等	静岡市がん対策推進協議会	令和7年1月29日	—	—	0	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課
44	市立静岡病院の運営管理	市立静岡病院の業務について、評価委員会での意見聴取を行い、法人の業務実績の評価、次期中期目標の策定、次期中期計画の認可を行うことにより、業務の公共性、透明性の確保、効果的な実施を図る。	その他	第7条	審議会等	地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会	令和6年7月30日	—	—	0	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課
					審議会等	地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会	令和6年8月7日	—	—	0	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課
45	動物愛護センター再整備計画案の策定	既存の「静岡市動物愛護センター」は、施設の老朽化が進み、動物の保護施設としての設備等が整っていない状況にあり、抜本的な対応が必要となっている。このため、動物愛護センターを移転・再整備する計画案を作成したので、市民からの意見を募集した。	公の施設の設置	第10条第1項第3号	パブリックコメント	—	令和7年2月14日から令和7年3月17日まで	11	87	—	保健福祉長寿局保健衛生医療部動物愛護センター

46	医療安全支援センターの運営管理	静岡市医療安全支援センターの適切かつ効果的な運営を図るため、医療安全に関し見識を有する委員による協議会を開催する。	その他	第7条	審議会等	第1回 静岡市医療安全推進協議会	令和6年6月20日	—	—	0	保健福祉長寿局 保健所 生活衛生課
					審議会等	第2回 静岡市医療安全推進協議会	令和7年2月4日	—	—	0	保健福祉長寿局 保健所 生活衛生課
47	静岡市公衆浴場法施行条例の改正	サウナ需要の高まりなど、公衆浴場の営業形態や入浴形態の多様化に伴うニーズに対応するため、現行条例を一部改正する。	条例の制定改廃	第10条第1項第1号	パブリックコメント	—	令和6年9月10日から令和6年10月10日まで			—	保健福祉長寿局 保健所 生活衛生課
48	市立清水病院の運営管理	静岡市立清水病院の令和5年度業務実績に関する評価に係る意見聴取を行う。	その他	第7条	審議会等	静岡市立清水病院経営計画評価会議	令和6年10月28日	—	—	0	保健福祉長寿局 清水病院事務局 病院経営企画課
					審議会等	静岡市立清水病院経営計画評価会議	令和7年3月17日	—	—	0	保健福祉長寿局 清水病院事務局 病院経営企画課
49	静岡市子ども・子育て・若者プランの進捗管理	「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項にもとづき策定した市町村行動計画（計画期間：令和2年度～令和8年度）である「静岡市子ども・子育て・若者プラン」に記載されている各事業の進捗を管理するもの	その他	第7条	審議会等	静岡市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会	令和6年7月30日	—	—	2	子ども未来局 子ども未来課
50	第3期静岡市子ども・子育て支援事業計画の策定	子ども・子育て支援法に基づき策定する、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画の策定	計画の策定・変更	第10条第1項第2号	審議会等	静岡市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会	令和6年6月27日	—	—	0	子ども未来局 子ども未来課
					審議会等	静岡市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会	令和6年7月30日	—	—	2	子ども未来局 子ども未来課
						静岡市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会	令和6年9月3日	—	—	1	子ども未来局 子ども未来課
					審議会等	静岡市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会	令和6年11月6日	—	—	1	子ども未来局 子ども未来課
					パブリックコメント	—	令和6年12月27日から令和7年1月27日まで	16	43	—	子ども未来局 子ども未来課
審議会等	静岡市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会	令和7年3月5日	—	—	1	子ども未来局 子ども未来課					

51	青少年育成センター事業の進捗管理	青少年の非行防止、保護及び矯正を図り、青少年の健全育成を推進するため、静岡市青少年育成センター事業を実施する。事業の内容は、「青少年の補導」、「青少年に関する調査及び情報収集」、「青少年を取り巻く有害環境の浄化」、「青少年の非行防止及び健全育成に係る広報啓発」、「青少年関係機関、青少年関係団体等との連絡調整」等	その他	第7条	審議会等	静岡市青少年育成センター事業運営委員会	令和6年6月19日	12	12	0	こども未来局 こども若者応援課
52	(仮称)静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	国において、一時保護施設の設備及び運営に関する基準(以下「基準府令」という。)が定められた。この基準府令を受け、児童福祉法第12条の4第2項の規定により、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものである。	条例の制定改廃	第10条第1項第1号	パブリックコメント	—	令和6年7月5日から 令和6年8月5日まで	13	13	—	こども未来局 児童相談所
53	第4次静岡市ものづくり産業振興基本計画の進捗管理	静岡市ものづくり産業振興条例に基づき策定される静岡市ものづくり産業振興基本計画について、静岡市ものづくり産業振興審議会を開催し、登録事業に関する審議及び進捗管理を行う。	その他	第7条	審議会等	静岡市ものづくり産業振興審議会	令和6年8月21日	—	—	0	経済局 商工部 産業振興課
					審議会等	静岡市ものづくり産業振興審議会	令和7年3月25日	—	—	0	経済局 商工部 産業振興課
54	静岡市勤労者福祉施策に関する指針の策定	今後の勤労者福祉施策の具体的な方向性や主要な取組を明確化した指針の策定	計画の策定・変更	第10条第1項第2号	パブリックコメント	—	令和6年4月23日から 令和6年5月23日まで	700	1753	—	経済局 商工部 商業労政課
55	静岡市良好な商業環境の形成に関する条例で定める指針の一部改正	日本平久能山スマートインターチェンジ周辺のまちづくりに関する当該指針の一部改正	計画の策定・変更	第10条第1項第2号	パブリックコメント	—	令和6年11月22日から 令和6年12月23日まで	97	246	—	経済局 商工部 商業労政課
56	都市再生整備計画事業の中間評価(駿府ふれあい地区第4期)	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、令和4年から令和8年まで実施している駿府ふれあい地区の都市再生整備計画の検証及び評価を行うことにより、これまでの計画の振り返りや、今後のまちづくりへの展望をまとめる。	その他	第7条	パブリックコメント	—	令和6年11月25日から 令和6年12月26日まで	2	2	—	都市局 都市計画部 景観まちづくり課
57	静岡駅南口駅前広場再整備基本計画(案)の策定	駿河区の玄関口となる静岡駅南口駅前広場において、交通結節機能を強化するとともに、民間事業者による周辺開発と連携し、駅前街区を一体的に開発することにより、政令市にふさわしい魅力ある空間を創出する。	公の施設の設置	第10条第1項第3号	パブリックコメント	—	令和7年2月7日から 令和7年3月10日まで	83	173	—	都市局 都市計画部 景観まちづくり課
					審議会等	静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会	令和6年7月1日	—	—	14	都市局 都市計画部 景観まちづくり課
					審議会等	静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会	令和7年1月17日	—	—	15	都市局 都市計画部 景観まちづくり課
					審議会等	静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会	令和7年3月19日	—	—	15	都市局 都市計画部 景観まちづくり課

58	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の廃止	公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の届出義務の対象となる面積規模を法令で定める基準と同じになるように緩和するため、面積規模を厳格に定めていた条例を廃止する。	条例の制定改廃	第10条第1項第1号	パブリックコメント	—	令和6年11月27日から令和6年12月27日まで	2	3	—	都市局 都市計画部 開発審査課
59	静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(案)の制定	宅地造成及び特定盛土等規制法による規制の開始に当たり、同法により自治体の条例で定めることができることとされた事項その他の法の施行に必要な事項について、条例を定める。	条例の制定改廃	第10条第1項第1号	パブリックコメント	—	令和6年11月27日から令和6年12月27日まで	3	5	—	都市局 都市計画部 開発審査課
60	静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例に関する規制区域の指定	宅地造成及び特定盛土等規制法による規制の前提となる宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定する。	その他	第7条	パブリックコメント	—	令和6年11月27日から令和6年12月27日まで	2	2	—	都市局 都市計画部 開発審査課
61	草薙駅周辺地区都市再生整備計画(第4期)の計画策定	草薙駅周辺のまちづくりの経緯や現況を踏まえ、課題や改善策を整理して、今後の方策を検討する。	計画の策定・変更	第10条第1項第2号	パブリックコメント	—	令和6年11月25日から令和6年12月26日まで	3	3	—	都市局 都市計画部 清水まちづくり推進課
62	草薙駅周辺地区都市再生整備計画(第3期)の事後評価	草薙駅周辺のまちづくりの経緯や現況を踏まえ、まちづくりの達成状況や効果発現要因の整理等、計画の評価を実施する。	その他	第7条	パブリックコメント	—	令和6年11月25日から令和6年12月26日まで	2	2	—	都市局 都市計画部 清水まちづくり推進課
63	静岡市みどりの基本計画の策定	緑化の推進と緑地の保全を計画的かつ総合的に推進するための計画の改定	計画の策定・変更	第10条第1項第2号	パブリックコメント	—	令和6年12月26日から令和7年1月31日まで	39	146	—	都市局 都市計画部 緑地政策課
64	しずおか水ビジョンに掲げた各種施策の進捗管理	本市の上下水道事業が目指す長期的な姿を示した基本構想	その他	第7条	審議会等	静岡市上下水道事業経営協議会	令和6年5月24日	—	—	0	上下水道局 経営管理部 上下水道経営企画課
					審議会等	静岡市上下水道事業経営協議会	令和6年10月25日	—	—	1	上下水道局 経営管理部 上下水道経営企画課
					審議会等	静岡市上下水道事業経営協議会	令和6年12月20日	—	—	2	上下水道局 経営管理部 上下水道経営企画課
65	第4次静岡市子ども読書活動推進計画の進捗管理	静岡市子ども読書活動推進会議設置要綱に基づき、静岡市子ども読書活動推進計画の効果的な実施及び推進に関し広く専門家及び市民の意見を聴く。	その他	第7条	審議会等	静岡市子ども読書活動推進会議	令和6年7月26日	—	—	0	教育委員会事務局 中央図書館
					審議会等	静岡市子ども読書活動推進会議	令和7年1月28日	—	—	0	教育委員会事務局 中央図書館

66	市立図書館の運営管理	図書館法及び静岡市図書館条例に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。	その他	第7条	審議会等	静岡市図書館協議会	令和6年7月26日	—	—	5	教育委員会事務局 中央図書館
					審議会等	静岡市図書館協議会	令和7年1月17日	—	—	3	教育委員会事務局 中央図書館
67	学校給食センターの運営管理	学校給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、静岡市立学校給食センター運営協議会を設置し、センター運営に関する重要な事項について調査審議する。	その他	第7条	審議会等	静岡市立学校給食センター運営協議会	令和7年3月7日	—	—	0	教育委員会事務局 学校給食課
68	静岡市立小中学校通学区の審議	市立の小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の通学区の設定又は改廃について審議する。	その他	第7条	審議会等	静岡市立小学校及び中学校通学区審議会	令和6年7月29日 令和7年1月14日 (年3回予定)	—	—	0	教育委員会事務局 児童生徒支援課

(1)担当課

総務局 広報課、総務課、コンプライアンス推進課 市民局 市民自治推進課  
こども未来局 こども未来課、こども若者応援課

(2)参画委員・その他協力いただいた関係者

橋本会長、池田委員、高尾委員

(3)分科会での研究内容

目指す姿

・市民の目線に立った回答や市民に寄り添った対応を推進する仕組みを整えるとともに、様々な市民意見を効果的に聴取・活用・公開することで、市民の皆さんが市政に対して声を届けやすい環境を整える。

①第7回研究会までの研究

1. 本市の現状・課題

(1)市民アンケートから、市民の意見や提案に対し、市民目線の回答や市民に寄り添った対応が十分にできていないと認識

(2)そもそも意見を伝える手段を知らない、意見募集の時期が合わない方は多く、「市民の声」を聴くための制度が十分に機能しているとはいえないと整理

2. 課題解決のための新たな知

(1)市民と共に創るという視点をもつ  
(2)既存の市民の声を聴く取組と組み合わせ、業務をルーティン化し、職員の負担軽減を図る

3. 今後の取組の方向性

○短期(主に2025年度)

(1)市民の目線に立った回答や対応の推進  
(2)効果的な意見聴取・業務負担の軽減  
(3)市民意見の反映状況の「見える化」

○中長期(概ね2026年度～)

課題把握から政策決定までの各段階において市民意見を聴取する一連の仕組み(新たな市民参加の仕組み)の構築を目指す。

②短期的取組 (2025年度実施)

1. 市民目線に立った回答・対応の推進

(1)内容

市ウェブサイトの投稿フォームに寄せられた市民意見に対する「回答・対応ガイドライン」に沿った回答・対応の浸透

(2)成果

局内での市民意見の共有等によるガイドラインの浸透により市民目線に立った回答・対応を徹底している。

(3)今後の予定(10月～実施予定)

①市民への回答内容等の検証、②投稿フォームの市民意見に対する回答内容の満足度確認

2. 効果的な意見聴取・業務負担軽減

(1)内容

2つの制度(市民参画手続及び意見公募手続)におけるパブリックコメント一元化の検討

(2)成果

2つの制度が併存しており、市民にとってわかりにくい状況であるため、制度を一元化するとともに、市民生活に与える影響が少ない施策等は対象外とする方向性を定めた。

(3)今後の予定(10月～実施予定)

パブリックコメント一元化に向けた関連法規等の整備

3. 市民意見の反映状況の「見える化」

(1)内容

市民意見の反映状況をウェブサイトで公開することで、市は市民意見に対応している事を周知する。

(2)成果

回答内容の市ウェブサイトへの掲載(9/18時点 112件)

(3)今後の予定(10月～実施予定)

市民意見に対する実施状況の公開

③今後の方向性

【今後の研究の方向性に関する新たな知(委員等からの助言)】

・市民目線の回答が定期的にチェックする仕組みが必要である。  
・対応実績を情報発信する等、目に見える仕組みをつくること。

・(市民意見に対して丁寧に対応していくことは前提としつつ、)市が過剰な対応をすることで、市民が市に対して言いつばなしの姿勢とならないよう、市民自身が、自分たちには何ができるのかを考えてもらうことも重要である。

・市民意見に対する回答内容のチェックにデジタル技術を活用する仕組みも取り入れること。

・「新たな市民参加の仕組み」に向けては、将来世代の意見を取り入れる仕組みとするとともに、「市政へ意見を伝えない層」だけではなく、「今まで市に意見を伝え一緒に動いてくれた層」も大切にする。また、職員の事務負担軽減や効果を踏まえて、対象とする施策の範囲を検討すること。



【目指す姿を実現するための中長期的取組の方向性】

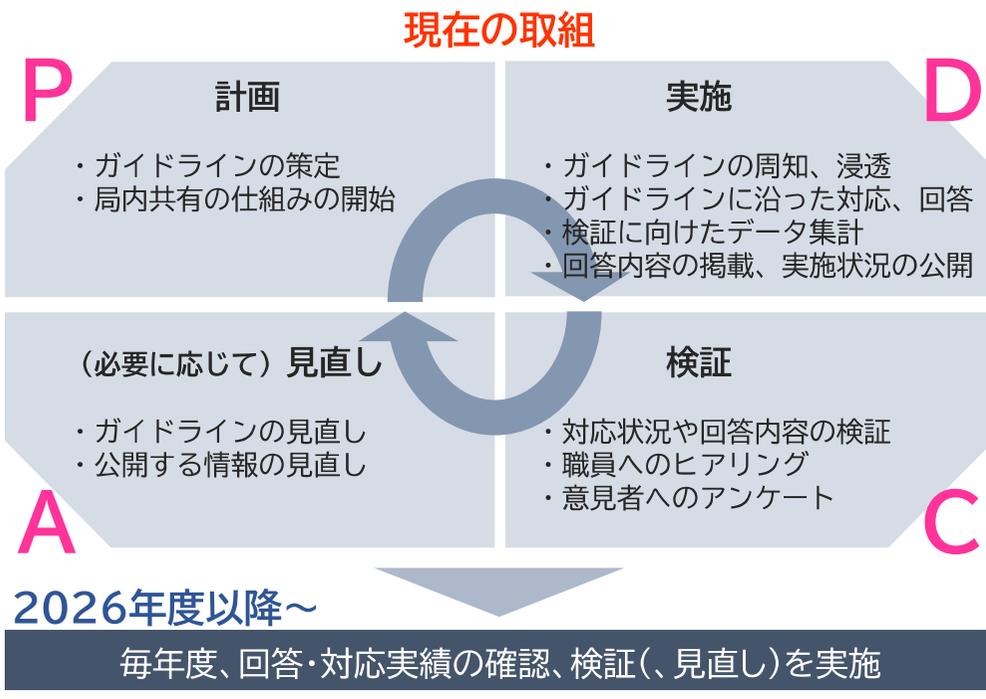
・市民意見に対する回答内容のチェックと実施状況の公開、各課へのフィードバックまでを標準化し、デジタル技術の活用をした仕組みを構築する。

・「新たな市民参加の仕組み」について、先行事例を調査し、既存の市民の声を聴く取組と合わせた仕組みの構築を目指す。構築にあたっては、モデル事業の実施等により、導入効果を検証する。

## 【目指す姿を実現するための中長期的取組の方向性】

### 1. 市民目線に立った回答・対応の推進 / 3. 市民意見の反映状況の「見える化」

市民意見に対する回答内容のチェックと実施状況の公開、各課へのフィードバックまでを標準化し、デジタル技術の活用をした仕組みを構築する。



### 【2023年度市民アンケート】



### 取組全体の評価

### 【2025年度市民意識調査】

市民の意識の変化を確認

- ①市に意見を伝えたことがあるか
- ②伝えなかった場合、伝えなかった理由

毎年度の市民意識調査で評価

○**現在の取組**は、ガイドラインの策定、市民目線の対応・回答、対応状況・回答内容の検証である。また、より詳細なルールが必要な場合は、ガイドラインの見直しを行う。

○**取組全体の評価**は、2023年度調査結果から、①市に意見を伝えたことがあるか、②伝えない場合その理由、について、2025年度の市民意識調査にて確認する。

●**2026年度以降**は、業務フローを整理し、毎年度、実績の確認、検証、見直しを実施する仕組みとしたい。また、継続的に調査を行い、市の意見聴取の取組が、市民にとって、市に意見を伝えやすい環境につながっているのかを確認する。

### 2. 効果的な意見聴取・業務負担軽減(新たな市民参加の仕組み)

#### 【課題】

市に意見を言う市民が限られていることや、市民が意見を伝える手段を知らない、意見募集の時期が合わない等、「市民の声」を聴くための制度が十分に機能しているとは言えない。

#### 【目的】

- 限られた市民だけでなく、政策形成の場に十分に参与していない市民の声を拾う。
- 市民が市政に参加したいと思える環境を整備する。

#### 【検討の方向性】

1. 意見を言わない層へのアプローチ
2. 政策形成の段階に応じた意見聴取手法の選択及び反映状況のフィードバック
3. 1. 2を組み合わせ、多様な市民から効果的に意見を聴取
4. 継続的な市民参加を促進する体制の整備

新たな市民参加の仕組みを構築

## 静岡市行政手続条例の一部改正に係る意見の募集について

静岡市行政手続条例の一部改正について、意見を募集します。改正内容や意見の募集期間等は以下のとおりです。

### 1 条例改正の趣旨と内容

#### (1)意見公募手続の見直し

現在、静岡市には、市が実施する施策等に関し市民の皆さんの意見を聴取し、反映する制度(パブリックコメント等)として、次の2つの制度があります。

	市民参画手続	意見公募手続
根拠	静岡市市民参画の推進に関する条例	静岡市行政手続条例(以下「行政手続条例」といいます。)
対象	条例、計画等の施策(※) ※「施策」は規則等を含むが、規則等については意見公募手続を実施してきた。	市の行政立法(規則、審査基準、処分基準、行政指導指針等)のように、市長等の執行機関が定めるルールの一部)
具体的な手法	・原則としてパブリックコメント ・その他に意見交換会、市民ワークショップ、審議会等を組み合わせて実施	パブリックコメントのみ

これらの制度のうち、意見公募手続の対象となる市の行政立法(規則等)の多くは、様式などの実務的な細目を定めるものであり、市民の皆さんにとってあまり身近な内容でないもの、市民の皆さんの生活にほとんど影響を与えないものも少なくありません。

そのため、意見公募手続を実施しても、意見が全く提出されないことも少なくないのですが、それにもかかわらず、その実施等には相応の時間と労力を要しています。

また、市民参画手続と意見公募手続という2つの異なる制度があることは、非常に紛らわしく、問合せの際などに2つの制度が混同されることもあり、わかりにくいといえます。

そこで、静岡市では、現在、行政手続条例を改正して、意見公募手続を廃止することを検討しています。

仮に、意見公募手続を廃止した場合でも、市の行政立法(規則等)のうち、市民の皆さんの関心が高く、又は市民生活に与える影響が大きいと考えられるものについては、引き続き存続する市民参画手続により意見を聴取することになります。

#### (2)公示の方法による聴聞の通知のデジタル化

市長等の行政庁が不利益処分をしようとする場合には、原則として、不利益処分の名宛人となるべき者について聴聞をしなければならず、その者の所在が判明しない場合は、聴聞の通知を公示の方法により行うことになっています(行政手続法(平成5年法律第88号)第13条及び第15条並びに行政手続条例第13条及び第15条を参照)。

この聴聞の通知を公示の方法により行う場合、現在は、公告文を市の掲示場に掲示して

いますが(行政手続法第 15 条第3項及び行政手続条例第 15 条第3項)、令和8年に、行政手続法が改正され、法律又は法律に基づく命令に基づく不利益処分をしようとする場合について、公示の方法による聴聞の通知の方法をデジタル化することが予定されています(具体的には、インターネットなどを利用して公示することができるようになります。)

そこで、静岡市では、現在、行政手続条例を改正して、条例又は規則に基づく不利益処分をしようとする場合についても、公示の方法による聴聞の通知の方法を同様にデジタル化することを検討しています。

## 2 条例の施行日

令和8年4月1日を予定しています(令和8年2月市議会定例会に上程予定。)

## 3 意見募集期間

令和7年 11 月4日(火)～令和7年 12 月5日(金) ※必着

## 4 意見提出方法(次のいずれか)

- ▶ 郵送または持参 「意見応募用紙」に記入し、下記5に郵送または持参してください
- ▶ FAX 「意見応募用紙」に記入し、下記5に FAX でお送りください
- ▶ 電子申請フォーム 応募用フォームで提出してください ➡



## 5 問い合わせ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 静岡庁舎9階 総務局コンプライアンス推進課 行政手続・審理係

電話 054-221-1504 FAX 054-205-1377

1 意見公募手続の対象となる規則等（「規則等」を定めようとする場合は原則実施）

- ・執行機関の規則  
（市規則、教育委員会規則、人事委員会規則及び農業委員会規則）
- ・企業管理規程
- ・処分の要件を定める告示
- ・法令審査基準
- ・法令処分基準
- ・行政指導指針

※意見公募手続が不要になる場合(適用除外)あり

2 本市の実施件数(平成28年度～令和6年度)

(件)

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計	9年間の平均
執行機関の規則、企業管理規程の制定改廃の件数		112	122	90	144	109	113	134	113	123	1060	117.8
意見公募手続を実施した件数		35	43	29	43	25	22	14	22	14	247	27.4
提出された意見数	0	27	35	23	36	21	20	14	18	5	199 (80.6%)	22.1
	1～9	7	7	4	4	3	2	0	3	8	38 (15.4%)	4.2
	10以上	1	1	2	3	1	0	0	1	1	10 (4.0%)	1.1
提出された意見を受け、「規則等」を修正した件数		2	3	3	3	0	0	0	1	1	13 (5.3%)	1.4

【R6に実施した意見公募手続(一部抜粋)】

- ・静岡県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部改正
- ・静岡県建設工事執行規則の一部改正
- ・静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部改正
- ・博物館法に規定する博物館の登録に係る基準を定める告示

3 政令市の実施状況

「規則等」について市民の意見を聴取する制度がある	意見公募手続と同様の「規則等」を対象としている	条例に根拠がある	3市	・静岡市 ・神戸市 ・川崎市	本市と同様の「規則等」を対象範囲として意見公募手続を行っている市
		その他(要綱、指針)に根拠がある	2市	・横浜市 ・大阪市	
	意見公募手続より限定した「規則等」を対象としている		5市	・札幌市 ・さいたま市 ・新潟市 ・岡山市 ・熊本市	
「規則等」について市民の意見を聴取する制度がない			10市	・仙台市 ・千葉市 ・相模原市 ・浜松市 ・名古屋市 ほか	

## 4 意見公募手続の実施に係る各課の作業量等

### 1 意見公募手続を実施する場合

(1) 意見公募手続の要否の判断 ① 「規則等」の該当性の検討 ② 適用除外の検討	8時間/人×2人 =16時間
(2) 意見公募手続の実施のための準備 ① 規則等概要シートの案の作成 ② 関連する資料の作成又は準備 ③ 公告文の案の作成 ④ ホームページの案の作成 ⑤ 閲覧又は配布用の資料の案の作成 ⑥ 電子申請のフォームの案の作成 ⑦ 依頼文等の案の作成	8時間/人×2人 =16時間
(3) 意見公募手続の実施 ア 意見提出期間の初日の1週間前まで ① 意見公募手続の実施について決裁 ② コンプライアンス推進課への通知 イ 意見提出期間の初日の前日まで ① 公告文の掲出の依頼等についての決裁 ② 公告文への公印の押印 ③ 公告文の掲出の依頼 ④ コンプライアンス推進課への公告文の写しの送付 ⑤ 市政情報コーナーへの資料の配架の依頼 ⑥ ホームページの公開の予約等 ウ 意見提出期間の初日 ① ホームページの確認等 ② 閲覧又は配布用の資料の設置 エ 意見提出期間中 ① 問合せの対応 ② 配布用の資料の補充 オ 意見提出期間の終了後直ちに ① ホームページ及び閲覧用のフラットファイルの編集 ② 電子申請のフォームの確認等	8時間/人×1人=8時間
(4) 意見公募手続の結果の公表の準備 ① 意見整理シートの案の作成 ② 変更説明シートの案の作成 ③ 公告文の案の作成 ④ ホームページの案の作成 ⑤ 閲覧用の資料の案の作成 ⑥ 依頼文等の案の作成	8時間/人×2人 =16時間
(5) 意見公募手続の結果の公表 ① 意見公募手続の結果の公表についての決裁 ② 公告文への公印の押印 ③ 公告文の掲出の依頼 ④ コンプライアンス推進課への通知 ⑤ 市政情報コーナーへの資料の配架の依頼 ⑥ ホームページの公開の予約 ⑦ ホームページの確認 ⑧ 閲覧用の資料の設置	4時間/人×1人 =4時間

合計作業時間:60時間

### 2 意見公募手続を実施しない場合 (公告をする必要がある場合)

(1) 意見公募手続の要否の判断 ① 「規則等」の該当性の検討 ② 適用除外の検討	8時間/人×2人 =16時間
(2) 公告の準備 ① 公告文の案の作成 ② 依頼文等の案の作成	2時間/人×1人 =2時間
(3) 公告の実施 ① 公示についての決裁 ② 公告文への公印の押印 ③ 公告文の掲出の依頼 ④ コンプライアンス推進課への通知	2時間/人×1人 =2時間

合計作業時間:20時間

### 3 意見公募手続を実施しない場合 (公告をする必要がない場合)

(1) 意見公募手続の要否の判断 ① 「規則等」の該当性の検討 ② 適用除外の検討	8時間/人×2人 =16時間
---	-------------------

合計作業時間:16時間

### 意見公募手続の廃止による効果

現行の制度のために要している作業時間を積算してみると…

規則等の一部（執行機関の規則又は企業管理規程の制定改廃）の件数は平均で117.8件/年であり、意見公募手続を実施した規則等の件数は平均で27.4件/年である。

60時間/件× 27.4件 /年= 1644 時間/年  
16時間/件× (117.8件-27.4件) /年= 1446.4時間/年  
計 3090.4時間/年

少なくとも、全庁で年に3000時間程度の時間を要している。

∴ 意見公募手続を廃止することによって、少なくとも全庁で1年当たり3,000時間程度の作業時間を削減できる。

**静岡市市民参画の推進に関する条例**（平成19年静岡市条例第12号）

（市民参画手続）

**第7条** 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民と協働して市政運営を行うことを目的として、市民参画の推進を図る視点に立ち、**施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響その他施策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合には、次項、次条及び第9条の規定により市民の意見等を施策へ反映するための一連の手続（以下「市民参画手続」という。）を実施するものとする。**

2 （略）

**静岡市行政手続条例**（平成15年静岡市条例第8号）

目次

第1章から第5章まで

**第6章 意見公募手続等**（第36条—第42条）

第7章 雑則

附則

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）から（8）まで （略）

（9）**規則等** 市の機関が定める次に掲げるものをいう。

ア **執行機関の規則**若しくは**企業管理規程**（以下これらを「規則」という。）又は**処分の要件を定める告示**（以下「告示」という。）

イ **法令審査基準**（申請（法第2条第3号に規定する申請を含む。）により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ウ **法令処分基準**（不利益処分（法第2条第4号に規定する不利益処分を含む。）をするかどうか又はどのような不利益処分（法第2条第4号に規定する不利益処分を含む。）とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

エ **行政指導指針**（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

（適用除外）

**第3条** （略）

2 次に掲げる規則等を定める行為については、**第6章の規定は、適用しない。**

（1）条例の施行期日について定める規則

（2）規則又は告示を定める行為が処分に該当する場合における当該規則又は告示

（3）法令の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則又は告示

（4）職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める規則等

（5）法令審査基準、法令処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は規則等を定める機関（以下「規則等制定機関」という。）の判断により公にされるもの以外のもの

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

#### 第4条 (略)

2 次に掲げる規則等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。

- (1) 市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める規則等
- (2) 職員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに職員の間における競争試験について定める規則等
- (3) 市の予算、決算及び会計について定める規則等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の市の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める規則等を除く。）並びに市の財産及び物品の管理について定める規則等（市が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める規則等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。）
- (4) 法第4条第2項第2号の政令で定める法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める規則等（当該法人に対する処分であって、当該法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又は当該法人の役員若しくは当該法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分に係る規則等を除く。）

#### 第6章 意見公募手続

(規則等を定める場合の一般原則)

#### 第36条 (略)

##### (意見公募手続)

**第37条** 規則等制定機関は、規則等を定めようとする場合には、当該規則等の案（規則等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2及び3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

- (1) 公益上、緊急に規則等を定める必要があるため、第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。
- (2) 納付すべき金銭について定める条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。
- (3) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等を定めようとするとき。
- (4) 他の市の機関が意見公募手続を実施して定めた規則等と実質的に同一の規則等を定めようとするとき。
- (5) 条例の規定に基づき条例等の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める規則等を定めようとするとき。
- (6) 規則等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該規則等の廃止をしようとするとき。
- (7) 他の法令の制定改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として規則で定めるものを内容とする規則等を定めようとするとき。

第38条から第42条まで (略)

# 第4次静岡市総合計画見直しに係る 7月に行ったパブリックコメント の状況について

総合政策局 企画課

# 1 総合計画についての基本認識

総合計画とは、

総合的かつ計画的に市政を運営するための、地方自治体にとって最上位の計画であり、自治体が地域の未来像を描き、その実現に向けて策定するものです。

総合計画は、「政策集型」と「成果志向型」の2つのタイプに分けることができます。

	政策集型	成果志向型
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>行政が行う様々な取組を政策や施策に体系化して整理し、アウトプット（何をするか）を中心にまとめたもの。</li><li>行政目線で、行政が何をするかに重点が置かれており、それにより市民の皆さんの生活がどのように良くなるかといったことは明示されない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>まず市民にとってどういう社会の姿が望ましいか（目指す社会）を描き、その実現に向けた政策の実行により、市民の皆さんにどのような幸せや豊かさがもたらされるかといったこと（アウトカム）を示すもの</li><li>市民の皆さん一人ひとりの生活にどのような利益や利便（成果）があるのかを強く意識。</li></ul>
例示	「道路を整備する」 「施設を建設する」	「道路の整備により、渋滞が緩和される、移動時間が短縮される」



現在の総合計画(4次総)は「政策集型」の総合計画となっている。

# 1 総合計画についての基本認識

私たちを取り巻く社会課題は、人口減少や少子高齢化、気候変動、地域経済の先行き不安など、ますます複雑化していくことが予想されます。このような社会問題の解決は、「成果志向型」の総合計画にすることで、市民や企業、大学、地域団体など多様な主体との「共創」により、社会課題を解決する必要があります。

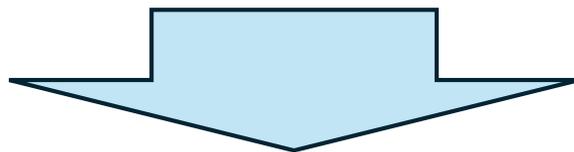
共創によるまちづくりの主役は、行政だけではなく、市民・地域社会・民間企業など、社会全体の力です。これらの多様な主体の地域を良くしたいという思いと行動ががうまく働くよう、行政がしっかりとした仕組みや土台を構築し、結果が出るまで伴走をしていくことで、持続可能で活力ある地域社会の実現につながります。

第4次静岡市総合計画の見直しを通じて、市民の皆さんとともに目指す社会の姿を描き、共感を得ながら、一歩ずつその実現に向けて歩みを進めていきたいと考えています。



## 2 4次総見直しの必要性

静岡市では、2023年3月に策定した第4次静岡市総合計画（以下、「4次総」という。）に基づき、各分野における取組を進めてきました。しかし4次総は、「目指すまちの姿」として「賑わいが創出されるまち」を掲げるなど、市が何をするかという「政策集型」の総合計画となっており、市民の皆さんにどのような幸せや豊かさがもたらされるのかということが明示されていません。



4次総を、市民の皆さんにとってわかりやすく、どのような幸せや豊かさがもたらされるかといったことを強く意識した「成果志向型」の総合計画として見直していく。

### 3 静岡市の課題(深刻な人口減少問題への直面)

静岡市の人口は、1990年にピークを迎えており、日本全体の人口のピークである2008年より、18年も早く、人口減少が始まっています。また、浜松市、岡山市、熊本市、新潟市といった同規模の政令指定都市では、1970年から2024年にかけて人口が増加している一方で、静岡市は1万人減少しており、現在では20政令都市中、最下位にまで落ち込んでいます。

2024年9月に公表した静岡市独自の推計では、このまま有効な対策を取らなければ、2030年の人口は約63.5万人まで減少すると見込んでいます。

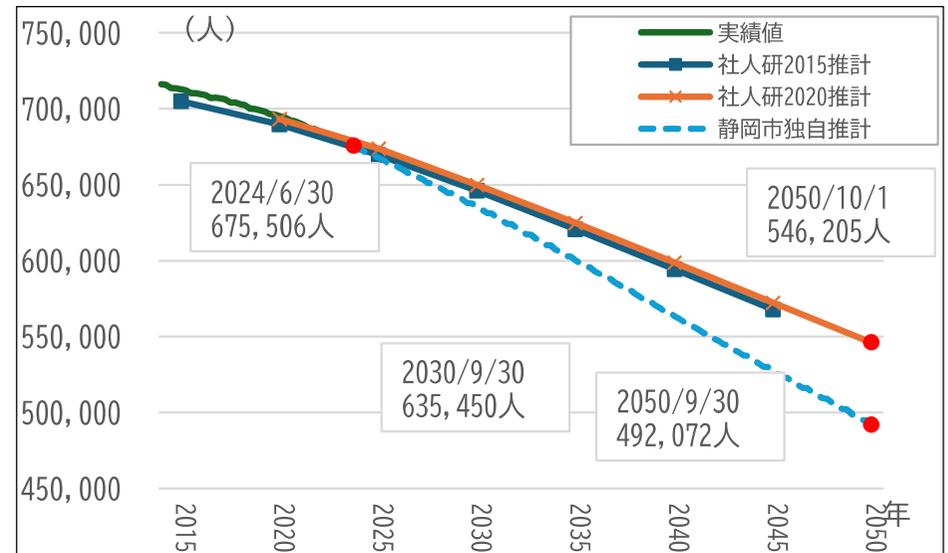
今、直ちに有効な対策をとって、将来の人口減少の加速に歯止めをかけることができるか、それとも対策が不十分で人口減少の加速を受け入れるか、静岡市は今、重要な岐路にあります。

他指定都市等との比較

指定都市等比較	1970年	2024年	人口ピーク年 (5年毎の国勢調査)
<b>静岡市</b> <b>1万人減</b>	<b>68万人</b>	<b>67万人</b>	<b>1990年</b>
福岡市	87万人	166万人	2020年
岡山市	50万人	71万人	2020年
熊本市	53万人	74万人	2015年
新潟市	63万人	77万人	2005年
浜松市	63万人	78万人	2005年
静岡県	309万人	352万人	2005年
日本全体			2008年

※1970年の静岡市人口は、合併前の旧静岡市、旧清水市、旧蒲原町、旧由比町の人口の合計

静岡市の将来推計人口(総人口)



出典:社会の大きな力と知を活かした根拠と共感に基づく市政変革研究会「人口減少対策分科会」

### 3 静岡市の課題(人口減少の原因)

静岡市が他都市と比べて人口減少が深刻な原因は、若い世代が市外へ流出してしまうことです。

静岡市内には多くの大学が集積しており、大学進学時の若者の大幅な人口減少は生じていませんが、卒業生の約40%が就職を機に市外へ流出しています。

その理由の一つは、魅力ある仕事や雇用が市内に不足していることが考えられますが、魅力のある仕事や雇用が生まれてこなかった原因として、企業用地やオフィスが不足し、産業の新陳代謝が進まなかったという現状があります。

そしてこの背景の一つは、企業用地などに利用可能な広大な未利用・低利用農地等が十分あるにもかかわらず、企業用地の供給について行政が積極的に関与してこなかったために、企業用地が供給されず、企業の新規立地や既存工場の刷新・拡張が進められてこなかったという現実があります。

実際、近年の静岡市の企業立地面積は、県全体のわずか5.2%※しかなく、人口の割合(約19%)と比べてもかなり少ない水準です。また、中心市街地では、高度経済成長期に建築された建物群の建替えが行われておらず、オフィスの供給が進まない状況です。

※「工場立地動向調査」経済産業省

### 3 静岡市の課題(人口減少の影響)

定住人口の減少は、暮らしに様々な影響をもたらします。  
例えば、地域の商店や飲食店を利用する人が減ること  
で、小売、飲食、医療など生活に必要なサービスが縮小し、  
これまでと同じようにサービスを受けることができなく  
なる可能性があります。



このようなサービス産業の縮小や撤退は、地域全体の雇用機会の減少、ひいては個人所得が伸び悩むことにもつながりかねません。

また、市の税収は、定住人口にほぼ比例するため、定住人口が減少すれば、市の税収も減少します。静岡市の公共施設は、現在の人口をもとに整備されていることから、人口が減り、税収が減少していくと、これまで蓄積した公共施設の維持が重荷になり、市民サービスが縮小してしまう恐れもあります。

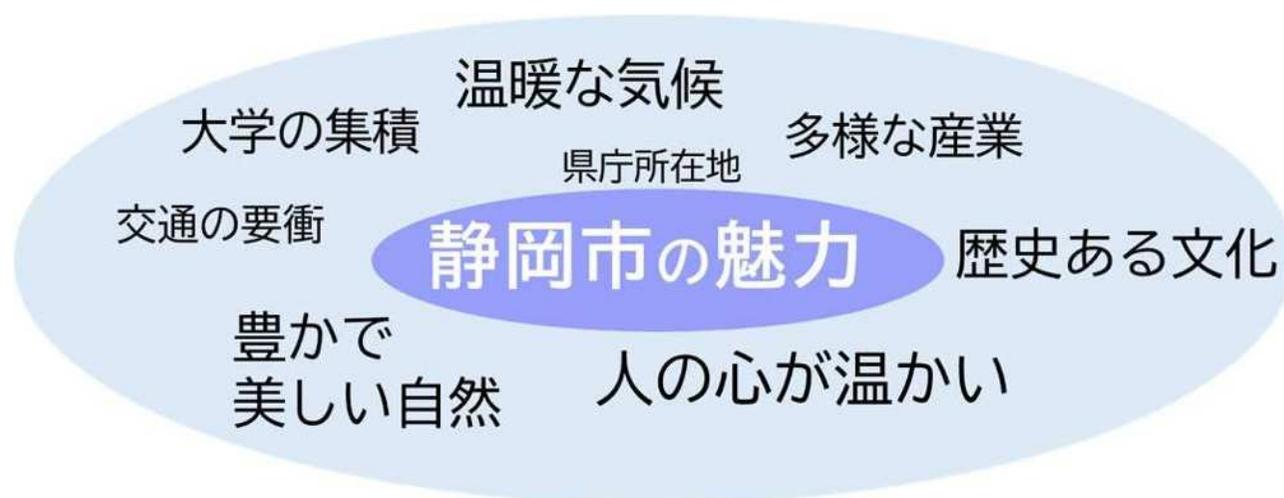
こういった、まちの魅力や利便性の低下は、さらなる人口減少の加速につながり、皆さんの生活への影響は、どんどん大きくなっていきます。静岡市に住む皆さんの生活を守るためにも、定住人口の減少には、行政として向き合っていかなければいけません。

## 4 4次総見直しの方向性(静岡市が有するポテンシャル)

静岡市は、温暖な気候、美しい自然、そして歴史や文化に恵まれた、暮らしやすく魅力的なまちです。さらに、新幹線や高速道路、港といった交通の便も良く、企業や人が集積しやすい環境が整っているため、経済的にも大きく成長していく力を持っています。

つまり、本来、静岡市は経済的に成長できる力があるのに、土地の使い方や規制の問題でその力を活かしきれていないのです。

行政がこうした課題をしっかりと見直し、魅力のある仕事や企業を呼び込む環境を整えるなどの取組を行うことにより、産業の活性化や個人所得の増加につなげ、市民が幸せや豊かさを実感しながら暮らすことができるまちの実現を目指します。



## 4 4次総見直しの方向性(静岡市の明るい未来を切り拓くために)

静岡市が多くの人に住みたいと思えるまちとして生まれ変わるためには、若者が魅力のある仕事に就き、将来に希望を持てることや、静岡市内で子どもを持ちたいという希望が叶えられることなど、誰もが幸せを実感し、住み続けたいと感じられるまちを実現していくことが重要です。

このようなまちを実現するためには、例えば、静岡駅周辺は、これまで商業中心のエリアでしたが、老朽化した建物の更新を進め、住宅やオフィスも備えることで、「おまち」の中で暮らしながら、仕事も買い物も、子育てもできるようなまちづくりをしていく必要があります。このような取組により、若い世代をはじめ多くの人が集まる魅力的なまちへと変わっていきます。

また、静岡市に魅力のある仕事や雇用が生まれにくい原因としては、新しい企業の立ち上げが進まないことが考えられます。企業用地やオフィスを創出することで、スタートアップなど新しい企業活動が活発になる土壌を整え、産業の新陳代謝を促していくことが重要です。

さらに、静岡市には、「子どもを持ちたい」、「静岡市に住み続けたい」という希望を持っているにも関わらず、経済的な不安や育児への不安から、こういった希望が叶えられない方がいます。仕事と育児を両立できる就業環境や子育て環境を整えていくことで、子育て世代が、安心して子どもを産み育てられるまちにしていくことなども重要です。

このような新たなまちづくりを進めることで、静岡市の明るい未来を切り拓くことができます。

## 4 4次総見直しの方向性(新たなまちづくりに向けた総合計画の見直し)

静岡市が生まれ変わっていくためには、厳しい人口減少の現状を直視したうえで、どうすれば人々が幸せを感じ、住み続けたいと感じられるまちになるのかを真剣に考え、行動に移していくことが必要です。

しかしながら、現在の総合計画は、定住人口の減少を全国的に共通している課題として捉え、その原因を分析することなく、交流人口や関係人口に重点を置いています。

そこで、総合計画の見直しを行い、静岡市の危機的な人口減少の現状を認識したうえで、人口減少を緩やかにするための政策を形成していく必要があります。

そして、市民が幸せや豊かさを実感しながら暮らすことができるまちの実現に向け、舵を切っていく必要があります。

静岡市の明るい未来を切り拓くためにも、今、総合計画を見直す必要があるのです。

